

す。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君)

起立多数であります。

よって議案第四十九号昭

和五十一年度福生市一般会計補正予算(第二号)は委員会報告より可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第五議案第五十号昭和五十一年度福生市福生

都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君 登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君)

(議案審査報告書 別添参照)

審査報告を申し上げます。

議案第五十号 昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画

整理事業会計補正予算(第一号)、なお審査報告書の朗読は省略させていただきます。

本案について補足説明を申し上げます。

まず都市計画課長から説明がありました。歳入の公社負担金は、

都からの交付金か実績交付であるため、都と新都市建設公社が協議をし、一時新都市建設公社から五千万円を負担金として入れていただくものである。都から交付金がかれば相殺され、市の債務はなくなるものである。

歳出の総務費は、職員一名分の人件費を一般会計に移しかえ、福生駅自由通路の分に充当し、地方事務費の消化を図うとするもので、事業費は福

生駅東口の家屋工作物移転補償料五千万円追加しようとするもので、第一期事業として家屋七戸、西友の駐車場の取り壊し等である。なお、こ

らには約一億円かかると見られるので、時期を見て補正をしたい等の説明を受けまして、全員異議なく原案を可決すべきものと決定した次第であります。

どうぞ委員会の決定とおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第五十号福生市福生都市計画事業福生工地区画整理事業会計補正予算(第一号)は

委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第六議案第五十号市道路線の認定についてを

議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君 登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君)

(議案審査報告書 別添参照)

審査報告を申し上げます。

議案第五十号市道路線の認定について、報告書の朗読については省略させていただきます。

当委員会として全員で六路線について現地視察をした後、審査を行ったわけであり、その主たる質疑応答について簡単に御報告を申し上げます。

まず認定路線のうち買収道路は一つもないのかに対しまして、買収路

線は第二八四号線と第一二四二号線である。買収は一平方メートル当たり幾らなのか、に對しまして、平方メートル当たり一万七千円である。防衛道路の第一二四二号線は平らな部分、いわゆる平面部分が平方メートル当たり三万六千円、かけの部分が半額の一万八千円である。普通の道路と防衛道路の買収価格が違ふのは、一た四メートルまでの道路については従来から固定資産税の宅地の平均評価額ということで一万七千円で買収しているが、一二四二号線は六メートルから七メートルの道路ということで防衛補助がもらえるので、不動産鑑定をして多少の奥行きを減額等をして、先ほど申し上げた額で買収したという経過があるとの説明でありました。続いてマスカソリンスタンドから七小に通じる市道第一二四二号線について、以前に行った説明会において、地元の反対意見もあったが、どう対処したのか。又、請願関係の市道第二八三号線については、四年当時、請願書には関係地主の印があり、寄付に充てないのは納得しかねる。その交渉はしたのか。あるいは又、幹二一十四号一五丁橋からの道路に取りつづける場合と、市道第二一号線一五丁橋に下る道路を買収拡張した場合の予算上はどうか。又、すでに寄付をしてくれた地主は市道第

二号線に取りつづけることで了解しているのか等の活発な質疑がありました。

これに對し、市道第一二四二号線の関係については信号機やスクールゾーンの設置、なお大型車両の通行禁止等について警察側と協議をしており、その準備が七月ごろ整った後に地元の説明会を開き、供用を開始したい。市道第二八三号線関係については、地元の代表が寄付について折衝したが、幹二一十四号の取りつけ部分の地主三名が応じてくれなかったため、このようにな形になった。市道第二二号線の買収と幹二一十四号に抜いた場合との経費の比較は明確ではないが、抜いた場合の方が金にかかると思う。すでに寄付してくれた十五名の地主は市道第二一号線に取りつづけることで了解をしている等の答弁があり、さらに将来的にも直線で五丁橋からくる幹二一十四号線に接続するのが望ましい方法であり、当時の請願趣旨からしても寄付に充てなかった三名の地主にもう一度折衝していくよう、委員全員の強い意見をつけて、本認定案については原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

どうぞ委員会の決定どおり御可決いただきますようお願いを申し上げます。

ます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十一号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第五十一

号市道路線の認定については委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第七議案第五十二号市道路線の廃止について

を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君 登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君)

(議案審査報告書別添参照)

報告いたします。

議案第五十二号市道路線の廃止について、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

本路線についても開会冒頭あわせて現地をつぶさに踏査したわけであり、多摩工業高校の北側と牛浜郵便局の十字路の西側にある二路線です。で一般の道路としての供用がなされなくなった事実を確認をいたしました。当委員会としましては、全員異議なく原案を可決すべきものと決定した

次第であります。

何とぞ委員会の決定であり御可決いただきますようお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております 議案第五十二号については、討論を省略し、委員会報告であり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告であり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十二

号市道路線の廃止については、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第八及び日程第九を一括して上程いたします。

日程第八議案第九十一号 市町村国民健康保険事業に係る国庫負担金増額に関する意見書

日程第九議案第九十二号 昭和五十二年度市町村国民健康保険事業に対する補助金の増額に関する意見書

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(二十三番 岩田 博君 登壇)

○二十三番(岩田 博君) 議案第九十一号及び議案第九十二号について一括して

提案理由の説明をいたします。

すでに御承知のとおり、市町村の国民健康保険事業は再三にわたる医療費の改定、又、高額療養費、老人医療等の無料化等による

波及効果、そして経済事情の変動等により近年にない財政硬直となつております。

特に、高額療養費においては、五十年十月一日をもって法定給付化されたにもかかわらず、補助金においては交付率で下がる傾向であります。

このような状況の中で、当福生市においては、二年連続の保険料率の改定、さらになお一般会計からの多額の財源を繰り入れて運営されておりますが、現状のままではますます苦しい状態になっていくと思っております。この窮状を打開し、健全な運営をしていくためには、国、都に対して医療制度の改善と、大幅な負担金の増額と補助金の増額を強く要望する必要があると思いますので、ここに御提案申し上げた次第であります。

何とぞ全議員の御賛同をいただき、原案どおり決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております議案第九十一号及び議案第九十二号の二案は、それぞれ原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第九十一号及び議案第九十二号は原案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十議案第九十三号 国電青梅線、五日市線運行改善に関する意見書を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。

(二十二番末次性男君 登壇)

○二十二番(末次性男君)

議案第九十三号につきまして提案理由の説明をいたします。

提案理由は意見書に十分その趣旨が折り込まれておりますので、説明を省略いたしますが、何とぞ原案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

願いましたして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第九十三号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十三

号は原案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十一議案第九十四号 地方議会議員の半

数改選制反対に関する意見書を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。

(十九番 大野行夫君 登壇)

○十九番(大野行夫君) ただいま上程されました議案第九十四号につきまして

提案理由の説明を行います。

地方制度調査会におきまして、住民がその政治に参加する機会を多くし住民の意思をより適確に反映するため、議会の議員を半数ずつ改選するところがあるが、選挙の機会を多くすることが住民意思を適確に反映する理由とはならないだけでなく、住民意思が多様化している今日、選挙定数の半減はこれに逆行するものであるといわざるを得ません。すなわち一、十月五日を地方自治の日と定め、この日を市長並びに議員選挙日とする。二、議員を二年ごとに半数改選とする等であります。諸外国の一部の例をもつて、根本的から地方制度の形態が異なっているわが国に当てはめようとするこのところに矛盾が生じることは、議員各位の熟知のとおりであります。

自治意識が薄れつつある真の原因は、地方自治体が国の一律的な行政事務の下請機能的存在に起因であり、住民の意見、要望等が行政に反映できる自治体の現状を余りにも無知な答申であると思ひます。

このような改正内容に強く反対し、提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第九十四号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十四

号は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

○議長(貫井喜代次君) 日程第十二開会中の継続審査申し出についてと議

題といたします。

総務委員長から、目下総務委員会において審査中の案件について

会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付してあります申出書の

とおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしたいと

思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって本件は申し出の

とおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(貫井喜代次君) 日程第十三特定事件の継続調査についてと議題

といたします。

委員会の特定事件について、各常任委員会から継続調査の要求があり

ましたので、お手元に御配付の特定事件調査事項表のとおり、閉会中の

継続調査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事

特定事件の
継続調査

議五十一
議五十二
議九十一
議九十二
議九十三
議九十四
開会中の
継続申し出
特定事件の
継続調査
討論
賛成討論
(本村田)
議五十

件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

会議を閉じます。

以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。

これをもって昭和五十一年第二回福生市議会定例会を閉会いたします。

午前十時五十二分

閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 貫井喜代次

議員 宇佐美良時

議員 川窪清一

議員 田村市郎

審査報告

議案審査報告書

- 一件 名 議案第四十五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 二 委員会付託月日 昭和五十一年六月十二日 (第二回福生市議会定例会)
- 三 委員会開会月日 昭和五十一年六月十六日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十一年六月十六日

総務委員会

委員長 田村市郎

福生市議会議長 貫井喜代次 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|----------------------|
| 一件 | 名 | 議案第四十六号 | 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十一年六月十二日 | (第二回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十一年六月十六日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十一年六月十六日

総務委員会

委員長 田 村 市 郎

福生市議会議長 貫 井 喜代次 殿